



福島医発第373号(地)
平成23年 5月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱い
及び事務処理について(4月診療分)

今般、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長より、平成23年4月診療分(5月提出分)の請求方法につきまして、下記のとおり取り扱う旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、下記の「3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」及び「4 その他」について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成23年4月診療分(5月提出分)に係る請求書等の提出期限については、通常どおり、平成23年5月10日までに所在地を管轄する都道府県労働局又はRICに提出することとなります。

なお、災害救助法適用地域(東京都を除く。)の指定医療機関であって、やむを得ず上記提出期限に遅れるような場合には、その旨所在地を管轄する労働局又はRICにご連絡をお願いします。

4 その他

- (1) 通常の方法による請求を行う場合にあつて、「東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて」(平成23.3.14 基労補発0314第1号)に基づき、通常の「療養補償給付たる療養の給付請求書」(いわゆる「5号様式」)によらず、任意様式により作成した場合など、レセプトに労働保険番号等が

記載できない（不明なため）ものについても、特に他のレセプトと区分することなく請求して差し支えありません。

(2) 4月診療分（5月提出分）について、上記2による特例請求を行うことができる指定医療機関は、原則、既に3月1か月分を通して特例請求を行った指定医療機関に限られることから、当該指定医療機関に対して都道府県労働局より直接特例請求書を送付し周知する予定となっております。

(3) やむを得ない事情により、未だに3月診療分（4月提出分）について請求（特例請求）に至っていない指定医療機関については、所在地を管轄する都道府県労働局又はRICにご連絡をお願いします。